掛川市教育委員会規則第9号

掛川市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月27日

掛川市教育委員会委員長

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則(平成17年掛川市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

## 別表の表中

Γ.				
	条例第4条 第1項第4 号該当者	市民税所得割が非 課税世帯の者	当該年度の間	当該年度に支払った保育料の 額(3ヶ月分を限度とする。)

を

Γ

条例第4条第1項第4号該当者	当該年度の間	当該年度の保育料の額
----------------	--------	------------

に改め、同表備考1を次のように改める。

1 この表において「年度」とは、9月1日から翌年8月31日までを1年とする保育料の減免に係る期間をいう。

別表備考2中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。